

別表1（第3条関係）

1 補助 対象 の 認 定 職 業 訓 練	職業訓練の種類	訓練課程
	普通職業訓練	<p>普通課程（能開法規則第10条に定める訓練課程）</p> <p>短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程であって、以下のいずれの普通職業訓練の短期課程の訓練にも該当しないもの）</p> <p>短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同則別表第4に定める訓練課程）</p> <p>一級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>二級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>単一等級技能士コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第5に定める訓練課程）</p> <p>管理監督者コースの短期課程（能開法規則第11条に定める訓練課程のうち、同規則別表第3に定める訓練課程）</p> <p>専修訓練課程（職業能力開発促進法施行規則の一部を改正する省令（昭和53年労働省令第37号）附則第2条に定める訓練課程）</p>
	高度職業訓練	<p>専門短期課程（能開法規則第13条に定める訓練課程）</p> <p>専門課程（能開法規則第12条に定める訓練課程）</p>
2 補助 対象 要件	<p>本補助金の交付の対象となる訓練は、当該認定職業訓練の認定を受けている訓練の最小単位（以下「訓練科（注1）」という。）ごとに判断するものとし、以下の要件を全て満たすこととする。</p> <p>1 当該認定職業訓練の訓練科について、次のいずれかに該当するものであること。</p> <p>(1) 認定職業訓練が長期間の訓練課程（専修訓練課程を含む。以下同じ。）である場合にあつては、補助対象訓練生数が、平常年度において、単独訓練（単独事業主のみで行う訓練。以下同じ。）にあつては3人以上、共同訓練にあつては1訓練科につき3人以上（専門課程においては、1年次1科10人以上）（以下「補助基準」という。）であること。</p> <p>ただし、学年の進行により訓練生数が補助基準を下回ることとなった訓練科については、前年度に補助対象としていた訓練生について引き続き当該訓練を継続して実施する場合（補講の場合を除く。）には、当該継続に係る認定職業訓練は補助金の交付対象とするものとし、この場合において、当該継続に係る訓練生は、当該課程を修了するまでの間に限り補助対象とするものとする。</p> <p>(2) 補助対象訓練生数が一時的に補助基準に示す人数を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施に熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、5年度以内に補助基準に示す訓練生数を確保できる見通しがある場合には、補助金の交付対象とす</p>	

るものとする。

- (3) 認定職業訓練が短期間の訓練課程である場合にあっては、補助対象訓練生が1訓練科当たり1人以上であること
- 2 当該認定職集訓練施設への交通事情及び地域産業の労働事情その他からみて、訓練時間に対する訓練生数の出席率が80パーセントを下回ることがないものであると認められる訓練科であること。

(注1)「訓練科」の単位は、原則として次のとおりとする。

- ① 能開法規則第10条、第11条、第12条及び第13条の訓練基準に基づく訓練として認定を受け実施されるそれぞれの訓練科（訓練科の下にコースを設け、コース単位で認定を受けている場合は「コース」と読み替える。）を単位とする。
- ② 能開法第24条第1項の規定に基づき職業訓練の認定を受けて直接訓練を実施する主体に係る訓練科であること。したがって、認定職業訓練施設の上部組織又は分校等の下部組織の単位では訓練科とみなさない。
- ③ 単独訓練にあっては、①又は②にかかわらず、1訓練科とみなす。
- ④ 平成4年度以前に開始され、平成4年度では旧訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び職業転換課程の訓練であって、従前の内容を継続するものについては、本補助金では、現在の訓練課程の専修訓練課程、普通課程及び短期課程のうち能開法規則別表第4に係る訓練とみなす。

(注2) 訓練の重複受講の補助の禁止について

同一の訓練カリキュラムを同一の者が受講した場合は補助の対象としないこと。

ただし、事故、疾病等のやむを得ない事情により訓練を中断した者が、同一の訓練カリキュラムを再受講する場合については、この限りではないこと。

別表2（第4条、第7条、第8条、第9条、第14条関係）

1 補助事業		2	3	4	5	6
名称 区分		補助事業者	補助対象経費	着手届	重要な変更	完了届
鳥取県認定職業訓練助成事業	運営費	<p>職業訓練実施団体であつて、以下の要件を満たすもの</p> <p>(1) 前年度から継続して認定職業訓練を行う職業訓練実施団体にあつては、前年度の補助金交付条件に違反した事実のない者であること。また訓練時間の不足により前年度において補講を必要としていた場合にあつては、当該補講を完全に行った者であること。</p> <p>(2) 新たに本補助金の交付の対象となる職業訓練実施団体については、当該補助事業者の訓練組織、訓練設備、訓練計画、訓練開始時期から判断して認定職業訓練を適格に遂行するに足る能力を有すると認められる者であること。</p> <p>(3) 認定職業訓練に係る予算の執行について責任者が定められているとともに、経理組織が整備されており、当該経理を明確かつ適正に執行できると認められる者であること。</p>	<p>認定職業訓練の運営に要する次に掲げる経費</p> <p>(1) 集合して行う学科又は実技の訓練を担当する職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に要する経費（長期間の訓練課程の訓練を実施する団体等については、教務職員の補助職員の人件費を含む）（注1）</p> <p>(2) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な建物の借上げ及び維持に関する経費並びに機械器具等の設備に要する次の経費</p> <p>①建物の借り上げ、修繕等に要する経費</p> <p>②測定器具、実験器具、体育訓練用機械器具等、訓練に直接必要な機械器具の購入借り上げ又は修繕に要する経費（購入の場合、購入単価が2万円未満のものであること。）</p> <p>③訓練のために直接必要な光熱水料等</p> <p>(3) 職業訓練指導員の研修及び訓練生の合同学習に要する経費（訓練を実施する共同認定職業訓練実施団体等が、訓練生としての自覚を高めその定着を促進するために行う研修会、講演会、表彰式、技能コンクール、作品展示会等への参加経費及び中央職業能力開発協会又は都道府県職業能力開発協会等で開催する職業能力開発促進大会、研修会等への参加経費を含む（海外で行われるものを除く。）</p> <p>(4) 集合して学科又は実技の訓練を行う場合に必要な教科書その他教材に要する次の経費</p> <p>①教科書の購入、作成等に要する経費</p> <p>②プリントその他の印刷費</p> <p>③その他の教材に要する経費</p> <p>④試験の材料に要する経費</p>		<p>(1) 本補助金の増額又は運営費、施設費、設備費の区分内で本補助金の1割を超える減額をするとき。</p> <p>(2) 運営費、施設費、設備費の区分間で本補助金を流用するとき。</p> <p>(3) 施設の設置場所、名称、著しい機能の変化を伴う規模、構造の変更又は設備の品目の変更をしようとするとき。</p> <p>(4) 施設及び設備の</p>	

		<p>⑤訓練に必要な消耗品費</p> <p>⑥訓練に必要な参考図書購入費</p> <p>(5)集合して学科又は実技の訓練を行う場合に 必要な管理運営に要する次の経費</p> <p>①実習場等における消火器、救急医薬品等に 要する経費</p> <p>②訓練修了証書、技能照査合格証書等の作 成に要する経費</p> <p>③訓練を実施する共同認定職業訓練実施団 体等における構成事業主、学校教育機関 及び職業安定機関との連絡通信及び会議 資料作成等に要する経費（電話使用料、 文書による通信費、資料作成のための複 写用紙、印刷等に要する経費を含む）</p> <p>④訓練生の募集に係るパンフレット等の作 成等に要する経費（職業訓練実施団体と 構成事業主、学校教育機関、職業安定機 関との間の訓練生募集経費（高等学校中 途退校者に対する訓練生募集経費）を含 む）</p> <p>⑤その他管理運営に必要かつ適当と知事が 認める経費（ただし上記（1）及び（3） に係る経費以外の人件費、税金、会費類、 献金、保険料及び個人の所有となるもの （軽微なものは除く。）に係る経費等を除 く）</p>	用途を変 更しよう とするとき。	
施設費	市町村（一部事務組合を含む。）及び職業訓練実施団体（中小企業事業主を除き、かつ能開法第4章の規定により設立された職業訓練法人に限る。）	<p>集合して行う学科又は訓練に使用する教室、実習場等の施設のうち以下の部分の設置又は整備に要する経費（家屋付帯設備工事（屋内給排水工事、屋内配線工事その他社会通念上必要とされる工事）に要する経費を含む）</p> <p>教室、実習場、管理室（事務室、宿直室、用務員室及び湯沸室を含む）、便所、洗面所、廊下（玄関、階段を含む）、物置及びその他訓練に必要な部分</p>	○	○
設備費	市町村（一部事務組合を含む。）及び職業訓練実施団体（中小企業事業主を除く。）	<p>集合して行う学科又は訓練に使用する機械等（機械器具の操作に必要な付属工具を含む）の設置又は整備に要する経費（機械器具の設置のための屋内配線工事費、設置運搬費を含む）。</p>		

		なお、価格が高額であり、かつ、技術の進展に伴いそのものを購入するよりも借り上げによることが適切であると知事が認める機械器具等については、借り上げ（リース）に要する経費を含む。		
--	--	---	--	--

（注）事務職員の人件費等は補助対象経費には認めない。また、職業訓練指導員、講師及び教務職員の謝金・手当に係る補助対象経費は、補助事業者の規約に基づく額であること。

別表3（第3条関係）

区分	要件
施設費	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 当該施設を利用することとなる訓練生数を考慮した施設であること。また、当該訓練生が永続的に適正数確保される見通しがあること。</p> <p>(2) 施設を設置するための土地が確保されていること。</p> <p>この場合、施設を設置するための土地が借地である場合には少なくとも設置する施設の耐用年数を上回る年数の賃貸借契約又は使用貸借契約がなされている等、職業訓練の継続性が真に認められるものであること。</p> <p>なお、施設を設置する土地の選定に当たっては建築基準法（昭和25年法律第201号）に定める建築面積に対する割合、建築の構造、規模、採光、換気、通風、防災等の点から検討するとともに、都市計画法をはじめ関係法律の規制についても、十分配慮されたものであること。</p> <p>(3) 施設は耐火構造又はこれに準ずる構造であること。</p> <p>この場合、施設の構造は、鉄骨コンクリート造、鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造、コンクリートブロック造、軽量鉄骨造スレートぶき等訓練施設として十分な耐久性のある構造のものであること。</p> <p>(4) 1工事費当たり200万円以上であること。</p>
設備費	<p>以下に掲げる要件を全て満たすこと。</p> <p>(1) 整備価格が単価2万円以上のものであること。</p> <p>(2) 管理責任者が定められるとともに、その維持管理が適正に行われるものであり、安全面を考慮すること。</p> <p>(3) 必要な規格又は安全装置を具備したものであること。</p>
施設費及び設備費共通	契約については県の契約方法に準じて行うこと。